土砂災害警戒区域等の新たな指定に関して
相談会を実施します



宮城県では、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害(特別)警戒区域の指定のための基礎調査を実施しています。

このたび、仙台市宮城野区内 23 箇所についての調査が完了したことから、これらの箇所について同区域への指定を進めていく予定です。つきましては、**指定予定区域内にお住まいの方へ資料をお送りするとともに、調査結果や指定に関する相談会**を実施いたします。

参加対象

土砂災害(特別)警戒区域の指定予定区域内にお住まいの方や、その周辺で関心のある方・不安のある方でご希望の方

予定区域は、宮城県仙台土木事務所のホームページから、ご確認ください。【右の二次元コードからアクセスできます】

▲仙台土木事務所 HP

日時・会場

日　時:12 月 9 日(水)～10日(木)
10:00～18:45

会　場:宮城県仙台土木事務所　3階　大会議室
仙台市宮城野区幸町 4 丁目 1-2

▲相談会予約受付フォーム

・上記相談会予約受付フォーム上もしくはお電話で相談日時を事前予約いただき、会場へ来場ください。
・相談の時間割は 1 組あたり 45 分間を予定しております。説明の進捗状況により遅れて開始する場合がございますのでご了承ください。
・来場が難しい場合など、メールによる相談も受け付けておりますので、下記メールアドレス宛に送付ください。
・駐車場は台数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

内容

宮城県仙台土木事務所の職員が、来場された皆さまの質問等に個別に対応します。

ご質問の例

- 土砂災害警戒区域とは
- 区域指定による影響は
- 図面の読み方は
- 県や市の対応は
- 大雨時にどうすればいいか

など

その他

・その他、土砂災害や土砂災害防止法については裏面もご参照ください。

・説明会実施後、令和 9 年 3 月以降に土砂災害（特別）警戒区域への指定を行う予定です。

お問い合わせ先　宮城県仙台土木事務所
電　話：022-297-4172　メール：sddbkks2@pref.miyagi.lg.jp
（平日 8:30～17:15）

土砂災害防止法とは？

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

▲土砂災害警戒区域等について（宮城県 HP）

土砂災害警戒区域等の指定の流れ

① 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

②区域の指定

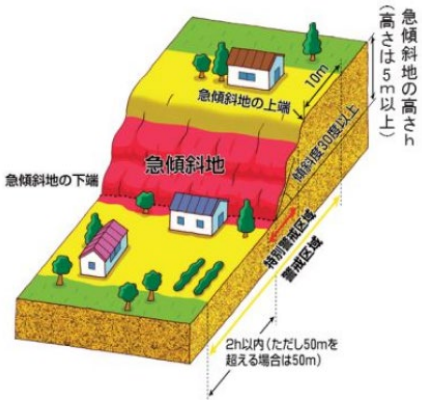
都道府県は、市町村の意見を聞いたうえで以下の区域を指定します。

土砂災害警戒区域･･･土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域･･･建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

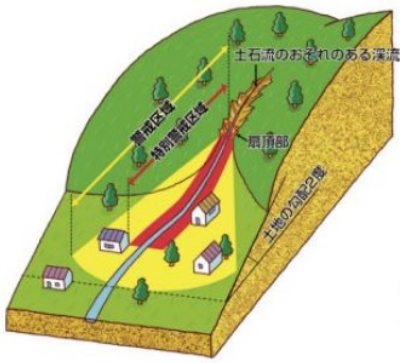
がけ崩れ

傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象



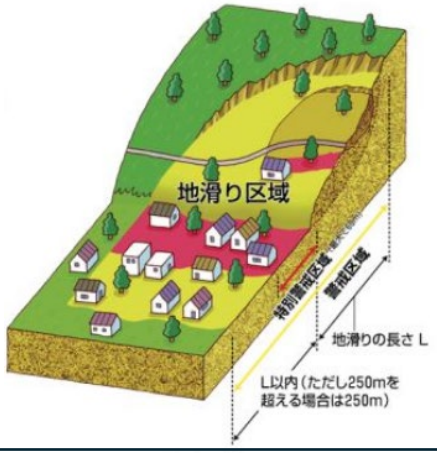
土石流

山腹が崩壊して生じた土石流又は渓流の土石等が水と一体となって流加する自然現象



地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害（特別）警戒区域に指定されると

① 土砂災害警戒区域では･･･

・土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村（仙台市）】

②土砂災害特別警戒区域では･･･

・居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がなされます。【建築主事を置く地方公共団体（仙台市）】

・住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県（宮城県）】

・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県（宮城県）】

（参考）仙台市の対応について

宮城県が区域を指定した後、以下の対応を行います。

〇**ハザードマップ等に掲載し、改めて市民の皆様へお知らせ**します。

〇ハザードマップ掲載後、**大雨等により土砂災害の危険性が高まった場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示など）を発令**する場合があります。